

12月10日から16日までは 北朝鮮人権侵害問題啓発 週間です

拉致問題をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題は、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。解決のためには、この問題について関心と認識を深めていくことが大切です。政府は、国の責任において拉致問題の解決に取り組み、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くします。

お問い合わせ
内閣官房拉致問題対策本部
事務局
☎03(52553)2111

台風18号の影響により被害を受けた方へ

今般の災害により、国税についての申告、申請、請求、納税などを期限までにできないときは、所轄税務署長への申請により、次のような期限の延長や納税の猶予などができる場合があります。

- ① 申告、納付などの期限延長
- ② 納税の猶予
- ③ 予定納税の減額
- ④ 所得税の軽減免除等
- ⑤ 相続税・贈与税の軽減・免除
- ⑥ 源泉所得税の徴収猶予または還付

⑦ 災害等による消費税簡易課税制度（不適用）届出に係る特例

⑧ 納税証明書の無料発行
詳しくは、関東信越国税局ホームページをご覧ください。最寄りの税務署へお問い合わせください。

お問い合わせ
古河税務署 ☎4161
関東信越国税局ホームページ
<http://www.nta.go.jp/kantoshinetsu/>

大人の水泳教室

開催日時
平成28年1月7日(木)から
毎週木曜日(全10回)
午後6時15分～7時15分
※都合により日程変更をする場合があります。

対象 18歳以上
募集人員 30名
参加費 プール入場料
申し込み方法
12月20日(日)午前10時から猿島コミュニティセンターロビーで抽選を行います。

お電話での申込み不可。
参加者1名に対し申込者1名
持ち物 印鑑
お問い合わせ
猿島コミュニティセンター
☎(87)7223

町の情報を配信しています

新着情報やイベント・募集情報・旬な情報をピックアップして
季節の話題や暮らしに関わるお知らせなど五霞町の『今』を
配信しています。皆さんの“いいね”やリツイート、友だち追加など



ご登録をお願いします。



twitter



facebook



メールマガジン



LINE@



幅広い世代に町の情報を…

町政情報の発信を重点的に進めるため町公式ホームページをリニューアルしたほか、公式Twitter・公式facebook・公式LINE@などの運用を開始、メールマガジン配信をしています。

また、『広報ごか』をi広報紙でのアプリ配信・パソコンやスマートフォンでより便利に見れるマイ広報紙・ibaraki-ebooksでの電子書籍を導入し幅広い世代に町の情報を見ていただける取組を進めています。

お問い合わせ

総務課 秘書広報G ☎84-1111(内線214)

